

暮らしの i Information

町内の各種グループ・サークルの催しなどをお知らせください
※掲載希望月の前月 10 日までに総合政策課企画振興室広報広聴係へ要連絡

納税だより

償却資産の申告を忘れずに！

今年 1 月 1 日現在、町内で事業を営み、事業用償却資産（事務機器、店舗用備品、各種機械、工具など）を持っている方には、固定資産税がかかりますので、必ず申告してください。

なお、平成 28 年度償却資産申告案内は、昨年 12 月下旬に発送しています。該当資産がない場合でも申告書に記入し、2 月 1 日（月）までに届出してください。また、申告用紙が届いていない方や不明な点がある方は、お手数ですがご連絡ください。

■お問い合わせ／町税務課資産税係（窓口⑩）

☎ 56-8004

納め忘れはありませんか？

一度に納付が困難な人は早めに納税相談を！

■お問い合わせ／町税務課納税係（窓口⑨）

☎ 56-8002

給与支払報告書の提出のお願い

平成 27 年中に給与や賞与、賃金など（専従者給与を含む）を支払った個人・事業所は、給与などを支払った方（受給者）について、年末調整をしているか否かに関らず、2 月 1 日（月）までに給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を提出する義務（地方税法第 317 条の 6）があります。受給者が今年 1 月 1 日現在居住する市区町村長あてに給与支払報告書を提出してください。また、支払額が 30 万円に満たない退職者や短期雇用者等についても、公平・適正課税の観点から、提出にご協力ください。

■お問い合わせ／町税務課住民税係（窓口⑧）

☎ 56-8003

水道課非常勤職員

募集

■募集人数／1 名

■対象／町内在住で、心身ともに健康な 65 歳未満の方（満 65 歳誕生日の属する年度の 3 月末日定年）

■必要資格／普通自動車免許（要マニアル）

■任用期間／採用決定翌月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日（更新あり）

■勤務時間／8 時 45 分～17 時 30 分（昼休憩 1 時間）

■休日・水・土・日曜日・祝日

■賃金／月額 11 ～ 15 万円程度（経験による）

■勤務内容／税金業務、開栓・閉栓業務、異動に係る検針業務、水道

公園施設維持管理職員 （パートタイマー）

■募集人数／2 名

■対象／65 歳未満で町内在住の健康な方

■雇用期間／平成 28 年 1 月～3 月中旬（※天候等により期間が延びる場合あり）

■勤務日／不定期 月 2 週間程度（基本的に雨天時、荒天時は出勤ありません）

■勤務時間／9 時～16 時

■事務一般業務補助、住民対応など
■応募方法／履歴書にハローワークからの紹介状を添えて水道課総務係へ提出（随時受付）

■書類選考の上、面接日時など連絡
■お問い合わせ／町水道課総務係

☎ 56-8013

■賃金・保険等／時給 1200 円
■業務内容／公園施設維持管理作業（施設の雪降ろし、除雪等）

■申込み／履歴書を左記まで提出
■お問い合わせ・申込先／町建設課

公園施設係 ☎ 56-8011

平成 28 年 4 月からの保育所 入所申込を行います

■入所要件／次のいずれかに該当することが必要

①保護者および同居の親族が就労している

②母親が妊娠中または出産後間がない

③保護者が病氣中または障がいがある

④同居または長期入院等をしている親族の介護や看護をしている

⑤災害復旧にあたる
⑥求職活動をしている

⑦就学または職業訓練中である
⑧虐待や DV のおそれがある

⑨育児休業取得中に、すでに保育所を利用している子どもの継続利用が必要である

■申込受付期間／1 月 12 日（火）～1 月 29 日（金）

■申込方法／福祉係窓口へ備え付けの申込書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて提出。なお、申し込み受付時に、必要となる事項について確認します

■開所時間／3 保育所（俱知安・みなみ・八幡）8 時～18 時まで

■0 歳児保育（生後 6 カ月以上）／みなみ保育所

■お問い合わせ／町福祉医療課福祉係 ☎ 23-0500

無料個別相談実施中!! (出張可) 0120-963-470

電話受付: 8:30-17:30 土日祝・夜間対応可 (要予約)

債務整理

・払過ぎた借金が返ってくる可能性もあります。
・借金が大幅に減額される可能性もあります。

お急ぎ 貸出枠の総量規制による債務整理の増加により金融機関の体力下さい! がなくなり、払い過ぎた借金が返ってこなくなる可能性もあります。

相続遺言

相続放棄・名義変更・生前贈与

▶ WEB サイトこちらから 俱知安 吉田事務所 検索

俱知安駅徒歩 3 分! 北洋銀行向かい、はんこ広場 2 階
吉田 聡 司法書士・行政書士事務所 (俱知安町南 1 条西 1-33)



不動産 のことなら

www.ezofuji.jp

(有) マウンテンサイド

宅地建物取引主任者 脇山 潤

俱知安町南 4 条西 1 丁目 (カラダラボ向い)

0136-22-1234 / info@ezofuji.jp

放課後児童クラブ非常勤職員

■募集人員／2名

■任用期間／平成28年4月1日～平成29年3月31日

■応募資格／保育士有資格者・教員免許（幼・小・中・高）取得者または児童関連事業に2年以上の従事経験者で町内在住者

■勤務内容／遊びを通じた生活指導、レクリエーション活動、児童館やクラブに係る事務など

■賃金／月額117,200円（152,500円）（社保・雇用保険あり）

■勤務時間／早出 月曜10時～18時 火～金曜11時～18時 土曜 月～金曜13時～18時 土曜日・長期休暇8時～18時のうち交代制

※2週に1回の土曜日は休み

■申込期限／1月25日（月）

申込は履歴書と資格証等の写しを左記へ提出してください。

■申込先・お問い合わせ／町福祉医療福祉係 ☎23-0500

北海道障害者職業能力開発校

国立北海道障害者職業能力開発校では、求職中の障がい者の入校生（訓練期間1年または2年間）の追加募集をしています。詳しくは、当校または最寄りの公共職業安定所までお問い合わせください。

■お問い合わせ／国立北海道障害者職業能力開発校（〒073-0115 砂川市焼山60番地） ☎0125-52-2774

予備自衛官補募集

■お問い合わせ／

俱知安地域事務所 ☎23-3540

■自衛官募集相談員／

笹山 武市 ☎22-2433
佐木 幸子 ☎22-4302
清水 礼子 ☎22-0075
古谷 和之 ☎23-3165

募集種目	受験資格	受付期間	試験日
第1回 予備自衛官補（一般公募）	18歳以上 34歳未満の者	1月8日 ～4月8日 締切日必着	4月15日 ～19日の いずれか1日 を指定
第1回 予備自衛官補（技能公募）	18歳以上で 国家免許資格等 を有する者		

※予備自衛官補につきましては第1回の試験で採用予定数に達した場合、第2回目の試験を実施しない場合があります。また、国会免許資格の細部は俱知安地域事務所にお問い合わせください

北海道子ども相談支援センター相談窓口

相談

北海道教育委員会では、学校へ通う子どもたちや保護者向けの相談窓口を開設しています。いじめや不登校、体罰などの学校教育に関する悩みや子育て・しつけなど家庭教育に関する悩みなどの相談ができます。■相談先／子ども支援センター（札幌市中央区北3西7道庁別館8階）

■相談時間／10時～16時（土日・祝日、年末年始はお休み）

※予約制（左記電話相談まで）

■電話相談／フリーダイヤル ☎0120-3882-56

（無料、毎日24時間対応）

■メール相談／

✉doken-sodan@hokkaido-c-ed.jp

※急ぎの場合は電話相談をご利用ください

周知

野犬掃討を実施

人や他の動物への危害防止のため、野犬掃討（放たれている犬も対象）を実施します。

■日時／1月6日～3月31日

愛犬が対象にならないよう、次のことを守りましょう。

- ①放し飼いや、逃げ出せる環境で犬を飼育しない
- ②散歩の際は必ずリードを装着する
- ③犬の登録、狂犬病予防注射を行い、登録鑑札票、予防注射済票を首輪につける

④犬がいなくなった時にはすぐに役場に連絡する

⑤犬が戻った時の連絡も忘れずに

■お問い合わせ／町住民環境課環境対策室地域衛生係 ☎56-8008

農業委員会委員選挙人名簿の登載申請の廃止

平成27年9月4日公布、平成28年4月1日施行の農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により、農

業委員会の委員の公選制が廃止され、現委員の任期満了後以降は、町長による選任制へ変更となりました。従って毎年1月に提出していた「農業委員会委員選挙人名簿の登載申請」については、平成28年1月から提出が不要になります。

■お問い合わせ／農業委員会 ☎56-8017

子育て世帯商品券

利用期限は平成28年1月31日（日）までです。期限を過ぎると利用できませんのでご注意ください。

■お問い合わせ／町福祉医療課福祉係 ☎23-0500

開催

外国人の方を対象とした無料法律・税務・ビザセミナー

■日時／2月2日（火）13時～17時

■場所／ホテル第一会館（南3西2）

■内容／弁護士、司法書士、税理士、行政書士に無料で相談することができます。お困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。

第1部 セミナー

・弁護士による賃貸借に関するセミナー

・税理士による税務セミナー

・行政書士によるビザセミナー

第2部 無料相談会

■主催／札幌弁護士会

■申込／事前申し込みは不要

■お問い合わせ／北海道合同法律事務所 弁護士加藤丈晴 ☎011-231-1888

ニセコグラン・ヒラフ
15-16 シーズン券特別販売♪

倶知安町 小・中・高生限定！
小・中学生 10,000 円
高校生 20,000 円

※詳細はお問合せください。Tel: 0136-22-0109

for comfortable & clean life ～快適できれいな生活のために～

リサイクルの総合商社

二セコ運輸 株式会社

大型ごみ一般ごみ回収 家屋等解体工事 除排雪作業

不用品等の処分でお困りの際は、お気軽にご相談ください。

ご用命は TEL : 0136-22-0745 FAX : 0136-22-4653

周知

公的年金等の源泉徴収票

日本年金機構は、国民年金、厚生年金の対象となる年金受給者の方に平成28年分の源泉徴収票を1月下旬ころから順次発送する予定です。(障害年金や遺族年金だけ受給している方には、送付されません)

この源泉徴収票は、確定申告をする際に添付書類として必要となりますので、大切に保管してください。

源泉徴収票を紛失された場合や、2月下旬を過ぎて未着の場合には、「ねんきんダイヤル」で再交付の受け付けを行っています。(その他の年金相談も受け付けています)

お問い合わせの際は、基礎年金番号・年金コードを用意してください。(年金証書に記載されています) また、代理人(二親等以内)の方が問い合わせる場合は、本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

■お問い合わせ／ねんきんダイヤル
0570-05-1165
050で始まる電話でかける場合
03-6700-1165

■受付時間／月曜日8時30分～19時
火～金曜日8時30分～17時15分
第2土曜日9時30分～16時
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません

後期高齢者医療制度
高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の、自己負担を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が、限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。なお、手続きには役場国保医療係での申請が必要となります。対象と思われる方には通知しますので、通知文が届いたら左記まで申請してください。

○後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となります

○支給額が500円以下の場合には支給されません

■お問い合わせ／町福祉医療課保健医療室国保医療係 ☎56-8006

自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間:8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分	自己負担額の 合計の基準額
3割	現役並み所得者	67万円
1割	一般	56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ※1 31万円
		区分Ⅰ※2 19万円

※1 世帯全員が住民税非課税である方
※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

消費者コーナー 倶知安消費者協会

謹 賀 新 年

本年も倶知安消費者協会並びに消費生活相談室のお引き立てをよろしくお願い申し上げます。倶知安町は昭和47年から、生活全般の苦情や問い合わせに応じてきて今年で45年を越えます。その時代、時代の日本経済や景気に合わせたような相談が多く寄せられ、世相を反映していることを認識してきました。

さて、本年は、どんな風が強く吹く事でしょう。どんな時代でも、まず自分を律しながら、社会に応ずる幅広い考えを持っていきたいものです。この1年、町内の皆さんが安全で、安心した生活を営まれることを期待します。くれぐれもおかしいと思う甘い言葉に乗らず、悪質業者には騙されないように生活していきましょう。

■消費生活相談室(公民館1階団体室)
■月・水・金曜日10時～15時 ☎23-1522
■時間外の緊急相談は☎22-2101(荒野)

電源立地地域対策交付金事業

電源立地地域対策交付金は、発電施設の立地の促進・運転の円滑化を図るため、発電用施設の立地地域・周辺地域で行われる公共用施設の整備や住民福祉の向上に資する事業に交付されるものです。

平成27年度は、倶知安町で4400千円の交付金を公立保育所運営事業として、地域における福祉サービスの充実を図るため、みなみ保育所運営に活用しています。

北方領土の日特別啓発期間

「重なる対話 つなげる熱意で
四島(しま) 返還」

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方四島の早期返還の実現については、道民はもとより国民の長年

一日も早い解決を願い、国の外交交渉を積極的に後押しし、さらなる道民世論の結集を図るため、2月7日の「北方領土の日」を中心に「北方領土の日特別啓発期間」を定め、一層強力に北方領土問題の啓発活動を展開します。

■期間／1月21日～2月20日
■お問い合わせ／北方領土復帰期成同盟後志地方支部 ☎22-0216

びん・缶への分別スタート

今月から、資源ごみ1の「びん・缶」は別々の袋に分けて出すことに変更しました。12月号のチラシでお知らせしたとおり、びんの種類が多くなっていることから、資源化を一層進めるためのものです。ご協力をお願いします。

■お問い合わせ／町住民環境課環境対策室 ☎56-8008

屋根工事・板金工事・防水工事

㊤後志金属工業(株)

倶知安町北2条東1丁目

TEL 0136-22-0406

FAX 0136-23-3188

土地と住まいのご相談は
—— 親 切 第 ——

北海道知事免許 後志(10)165号

ニセコ不動産

〒044-0051

☎(0136)22-0200(代表)

倶知安町北1条西1丁目21

FAX(0136)23-3800

HPアドレス: http://nisekohoudousan.jimdo.com

E-mail: niseko_2103@ybb.ne.jp

消防署からのお知らせ

家族でできる火災予防

本格的な冬に入り、各家庭では暖房器具を頻繁に使用する時季になります。

ストーブやコンロの周りに燃えやすい物を置いていないか家族全員で確認をしましょう。また、屋外に設置している灯油タンクの周りにも可燃物などを置かないようにし、放火につながらない環境づくりもしましょう。

火災から大切な人を守るために、住宅用火災警報器を設置していない家庭は必ず設置しましょう。火の用心をお願いします。

11月末までの災害出動状況

	平成 27 年	平成 26 年
火 災	13 件	11 件
救 急	726 件	681 件
救 助	26 件	20 件
その他	82 件	71 件

まちの事件簿―地域安全ニュース

主な事件

▽盗難事件の発生について

駐輪中の自転車、サドルが盗まれる事件が発生しました。

▽万引きの発生について

スーパーマーケットにおいて、食料品などが盗まれる万引き事件が発生しました。

交通事故

▽11月7日、町道の丁字路交差点を走行中、前方不注意により、前方に駐車していた車両に気付かず、追突する事故が発生しました。

▽11月25日、国道の左カーブにおいて、路面凍結により自車をスリップさせ、対向車線にはみ出し、対向車線を走行中の車両に衝突する事故が発生しました。

11月末までの町内交通事故発生状況

	平成 27 年	平成 26 年
人 身	16 件	31 件
物 損	435 件	469 件
死 者	0 名	3 件

おたんじょうおめでとう

伝法 隆平 (父 直記 母 奈津子)	ちゃん
大村 柊七 (父 正則 母 章乃)	ちゃん
石渡 音唯 (父 厚 母 奈津子)	ちゃん
山田 瑠奈 (父 光宏 母 知美)	ちゃん
阿部 りあ (父 肇 母 智子)	ちゃん
嶋 大樹 (父 良太 母 里子)	ちゃん
浜野 ここ (父 弘行 母 のな)	ちゃん

ごめいふくをお祈りします

高山 スミさん (98)	字八幡
佐々木 利勝さん (95)	北 3 東 4
柳 橋 ヨシさん (90)	北 3 東 6
佐 伯 忠 さん (74)	字琴平
三 木 カツ子さん (96)	字八幡
原 田 千代さん (94)	北 4 東 9
宮 川 好子さん (81)	北 4 東 4
糸 川 昌博さん (44)	字琴平
稲 田 千代さん (86)	北 7 西 3
横 山 厚子さん (72)	字旭
加 藤 喜久雄さん (79)	北 3 東 6
大 坂 はつ子さん (85)	北 3 西 2
山 本 征子さん (63)	南 2 西 2
渡 部 邦子さん (80)	北 3 東 10
脇 山 サツヨさん (102)	南 4 西 1
岡 部 妙子さん (88)	南 4 西 3
尾 崎 勲 さん (71)	南 4 東 4

12月14日(月)までに住民環境課住民係へ届け出があったもので、承諾を受けた内容について掲載しています。

人の動き 平成 27 年 11 月末現在

人 口	15,687 人 (前月比 +362)
男	7,868 人 (前月比 +218)
女	7,819 人 (前月比 +144)
世 帯 数	8,042 世帯 (前月比 +341)
うち外国籍住民	675 人 (前月比 +313)

遺品から自筆の遺言書を発見



岩内ひまわり
基金法律事務所

弁護士 古宮 靖子
☎ 0135-61-4777
FAX 0135-61-4888

Q. 父の遺品を整理していたら、「遺言書」と表書きされた封の閉じてある封筒を見つけました。私は長男ですので開封してよいでしょうか。

A. 遺言者の死亡後、公正証書遺言以外の遺言書を見つけたら、速やかに「検認」の手続きを家庭裁判所に申立ててください。検認とは、相続人に対し遺言が存在することとその内容を知らせ、遺言書の形状や状態、日付、署名押印などの遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造や変造を防止するための手続きです。遺言書の状況を検証する手続きですので、偽造や変造のおそれのない公正証書遺言では不要です。また、封に押印のある遺言書については、法律上、家庭裁判所で相続人またはその代理人の立会が無ければ開封することができないとされています。

結局、公正証書遺言以外の遺言書は、封印の有無にかかわらず検認が必要であり、さらに、その遺言書が封印されていた場合は、封を開けずに家庭裁判所に提出する必要があることになります。

検認を怠っても遺言が無効になるわけではありませんが、検認を経て家庭裁判所で検認証明書を取得しないと、遺言書に基づき不動産の相続登記をすることができません。また、検認が必要な遺言書を検認せずに執行したり、封印されている遺言書を家庭裁判所以外で勝手に開封したりした場合、5万円以下の過料に処せられることもありますので、必ず検認手続きを取ってください。なお、検認の申立て先は、遺言者の最後の住所地を管轄する家庭裁判所です。

倶知安整骨院

交通事故、各種保険取り扱い

施術時間	月	火	水	木	金	土	日
午前 8:30 ~ 11:30	○	○	○	○	○	○	休診
午後 14:00 ~ 19:00	○	○	休診	○	○	休診	休診

日曜・祭日は休診です

北 4 条東 2 丁目 厚生病院となり ☎ 23-4141

ドクターホンダの住宅リフォーム

家を快適にしたいとお考えの方！ 当社にお気軽にご相談ください。



ト イ レ 外 壁
台 所 お 風 呂
窓 玄 関 ド
風 除 室 ガ レ ア
Tel 0136-22-0436

地域と共に歩んで80年



本田興業株式会社